レーニング、ストレッチポー

-ルやテニス

ルを活用した筋膜リリースなどを行

い、体をほぐします。

午前10時~

11 明 30 分

子育で

16日·9月20日 毎週火曜日 7月2日·8月2日·9日· す。スト

健康支援課 保健事業係 **☎**973-4960

申

対象 持ち物 2階ホ-石川保健相談センター

国保加入者

20 名 19 歳 74 歳

定員に達し次第締切

申込方法 申込期限 マットも-タオル、飲み物、スト 6月15日 のしくはヨガマット飲み物、ストレッチ

学び、話し合いや練習を行い、

し、行動療法に基づく効果的な対応法を

発達障がいのある子どもの行動を理解

児童を養育する者に対して児童扶養手当

は、当該児童を監護する母や父又は当該引き続き1年以上遺棄している場合に

が受けられる場合があり

詳しくは、こども家庭課までご相談い

ジをご確認くださ

のためのペアレントトレーニング

発達が気になる子どもを持つ親

お電話にてお申込みくだ

日時

を目指します。子関係づくりと子どもの適応行動の 6月2日火から計8回 午前10時~正午

問 こども家い。

ひとり親支援係

健

カラダをほぐすストレッチ教室

カラダをほぐすストレッチを行いま

レッチや自重で行える筋力ト

す。詳細については、各お問い合 わせ先へご確認ください。

市役所総合案内

TEL.974-3111 FAX.973-9819

と称し、

朝のウォーキングを呼びかけま

対象者

発達障がい児・発達の困り感 を持つ小学生の保護者

月第一土曜日を「早朝ウォー

キングデー.

講師 児玉 初美 氏
※感染状況によっては200M対応

夏季のスポーツ習慣の推進として、フ

早朝ウォーキングの呼びかけ

場所

タ

学童クラブ室 みどり町児童セン

しょう。

ウォ

※詳細についてはお問合せください 市障がい福祉課一般社団法人りあん

みどり町児童センター **5**972-6200

フレッシュにより元気な毎日を過ごしま

定員

8名 無料

料金

す。爽やかな朝日を浴びながら心身のリ

の参加をお待ちしています。早朝ウォーキングを行います。多くの皆様 場所 日時 ーキングデー当日は、左記の日時で 具志川総合グラウンド 7月2日出 午前6時 ※雨天中止

生涯学習スポ **☎**989-31 当日会場へお越しください ーツ振興課

申込方法 参加料

無料



ルコー

児童扶養手当の「遺 認定基準が変わりました ത

現実の扶養を期待することができないといる場合であっても、父または母によるらの問題行動がなく婚姻関係が継続して 判断される場合には遺棄に該当する可能 性があります ていたものが、認定基準が見直され、これ 難している場合に限り遺棄として該当 :コール依存やDV等の問題行動から避これまでは、離婚調停中であってもア 客観的に判断して児童の父または母が

皆さま、ご存じですか?

うるま市の乳がん検診(集団)は 10月頃から予約がほぼ埋まります。

健診受診の 方法はこちら

広報 **今** 2022 6月号

健康支援課(うるみん3階) 2973-4960 FAX974-4040

令和4年度 免除制度·納付猶予制度

【お問合せ先】 市民課 国民年金係 **2** 973-5498

7月1日から申請受付開始となります!

経済的な理由などで、国民年金保険料の支払いが困難な場合、ご本人からの申請によって保険料の全部または一部 が免除となる『保険料免除制度』や『納付猶予制度』を利用できます。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年の所得 が基準内であることが要件です。

令和4年度の国民年金保険料 (令和4年7月~令和5年6月)

16,590円/月額〈全国一律〉

《7月から始まる免除や納付猶予制度一覧》

| | 対象(年齢) | 所得の 審査対象者 | 承認期間中の保険料 | |
|--------|--------------|---------------------|-----------|----------|
| 全額免除 | 20 歳~ 60 歳未満 | ・本人 ・配偶者 ・世帯主 | 月額 | 0円 |
| 4分の3免除 | | | 月額 | 4,150 円 |
| 半額免除 | | | 月額 | 8,300円 |
| 4分の1免除 | | | 月額 | 12,440 円 |
| 納付猶予 | 20 歳~ 50 歳未満 | ・本人 ・配偶者 | 月額 | 0円 |

必要書類

○マイナンバーカード等の本人確認書類 ○失業などを理由とする場合は、

「雇用保険被保険者離職票等」のコピー ○代理人が申請する場合は、 「委任状」

年金は「老後の保障」 だけではありません。

保険料を納め忘れのままにします と、不測の事態が起こったときに、障 害年金や遺族年金を受け取ることがで きない場合があります。

経済的に保険料を納付することが困 難な場合は、一定期間保険料の納付が 免除・猶予される制度を是非ご利用く ださい



【市民課国民年金係☎973-5498】または【コザ年金事務所☎933-2267】までお問合せください。

工知能が24時間365日対応。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、来庁前にご活用ください。







対象分野

新型コロナ関連/引越し・各種証明/ごみの出し方

※まだAIは勉強中です。お答えできない質問もございますので、ご了承ください。

秘書広報課 **2** 973-5079 【お問合せ先】

